

平成21年度の予算総額は 109億2,746万6千円です

(予算総額内訳 P7 参照)

大崎町の平成21年度一般会計当初予算額の概要をお知らせします。

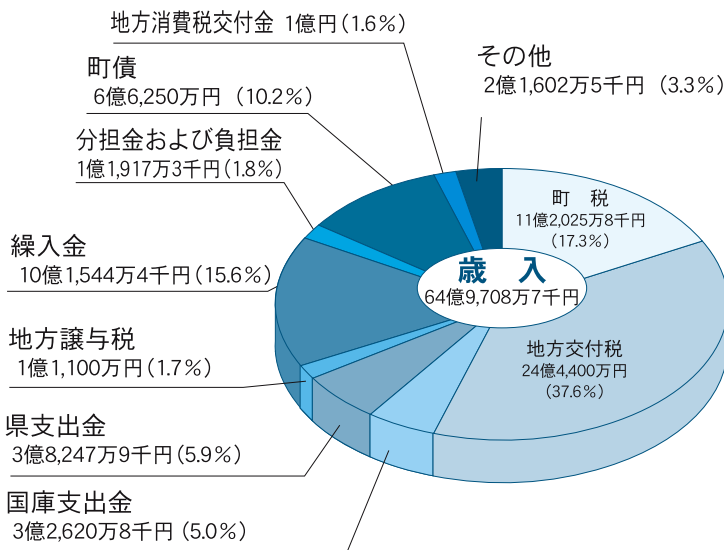
歳入で最も大きな割合を占めるのが、町の財政力に応じて国から交付される地方交付税で24億4,400万円、次に皆さまに納めていただく町税が11億2,025万8千円となっており、この2つで歳入全体の54.9%を占めています。

歳出を目的別に見てみると、大きなものから順に農林水産業費(16億6,524万1千円)、衛生費(10億4,754万8千円)、民生費(9億9,889万9千円)、公債費(9億534万2千円)、となっています。

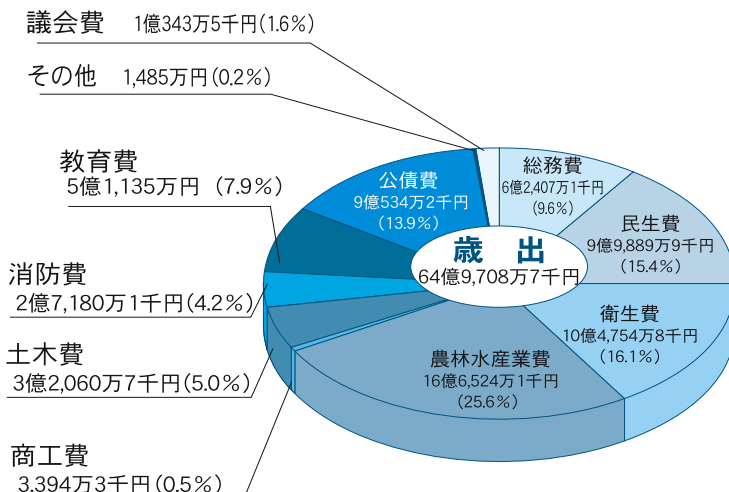
その他、詳細につきましては下のグラフのとおりです。

また、平成21年度に行われる主な事業は左ページの一覧表をご覧ください。

一般会計歳入予算



一般会計歳出予算



【用語の解説】

■ 歳入 ■

● 町税

町民税や固定資産税など、皆さんに納めていただく税金です。

● 地方交付税

国税(所得税、法人税、酒税、消費税およびたばこ税)として集められた財源のうち、一定割合の額を地方公共団体に再配分するもの

● 国庫支出金

市町村が行う事業に対して国から交付されるお金で、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金の3つに分類されます。

● 県支出金

市町村が行う事業に対して県から交付されるお金で、通常は使途が特定されます。

● 地方譲与税

国税として徴収した税金の一部が交付されるものです。地方交付税とは違い、地方譲与税は客観的基準に基づき一律に分配されるもの

● 繰入金

特別会計や基金などからの収入金です。

● 分担金および負担金

特定の事業で利益を受けた人から徴収したお金です。

● 町債

国や銀行からの借入金です。

● 地方消費税交付金

消費税と一緒に徴収された5%のうち1%が、一定の基準により交付されるお金です。

● その他

使用料、手数料、財産収入、諸収入などです。

■ 歳出 ■

● 総務費

庁舎などの維持管理や全般的な管理事務に使います。

● 民生費

児童や高齢者など社会福祉のために使います。

● 衛生費

病気の予防や衛生的な生活環境を保持するために使います。

● 農林水産業費

農林業や水産業の振興のために使います。

● 商工費

商工業の振興および観光事業のために使います。

● 土木費

道路や公園などの整備に使います。

● 消防費

消防・防災のために使います。

● 教育費

学校教育・社会教育などのために使います。

● 公債費

借りたお金を返します。

● その他

災害復旧費、予備費などです。

● 議会費

議員報酬や議会活動に要するお金です。